東北地方整備局	秋田港湾事務所	秋田県八峰町及び能代市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域
		秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域
		秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域
関東地方整備局	千葉港湾事務所	千葉県銚子市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域
北陸地方整備局	新潟港湾・空港整備事務所	新潟県村上市及び胎内市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域
九州地方整備局	長崎港湾・空港整備事務所	長崎県西海市江島沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域
		長崎県五島市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

東北地方整備局	秋田港湾事務所	秋田県八峰町及び能代市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域
		秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域
関東地方整備局	千葉港湾事務所	千葉県銚子市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域
九州地方整備局	長崎港湾・空港整備事務所	長崎県五島市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域